

災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画に基づき、災害時における木造の応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で原則として県産木材を使用して建設するもの（集会所等を含む。）をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の加盟団体の会員である住宅建設業者（会員が個人である場合は、会員が属する住宅建設業者を含む。以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては和歌山県県土整備部建築住宅課、乙においては和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成30年 5月 9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 5月 9日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県知事

仁坂吉伸

乙 和歌山県和歌山市卜半町38番地
和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会

加盟団体 和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会 会長
和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会
会長

榎本長流

一般社団法人 全国木造建設事業協会
理事長

大野年司

一般社団法人 日本木造住宅産業協会
近畿支部
支部長

湯口俊夫